

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定（変更）について

河川管理者 静岡県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第 22 第 1 項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり変更する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

二級河川都田川水系都田川の河川区域内で、別図 1-2 から 1-7 に示す区域（別図 1-7 を追加）。

(2) 指定年月日

平成 29 年 2 月 2 日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

別図 1-2 から 1-6 船舶係留施設

別図 1-7 広場、船舶係留施設、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、切符売場、案内所

(2) 許可方針

① 占用の許可を受けることができる施設は、以下の条件を満たすものとする。

ア 治水上又は利水上支障を生じないものであること

イ 利用者等の安全に十分配慮したものであること

ウ 都市・地域再生等利用区域及びその周辺の河川環境に配慮したものであること

② 占用の許可後、河川管理者は、占用の許可を受けた者から決算書等を提出させるなどの方法により、適宜、経営状況等の確認を行うことができるものとする。

3 都市・地域再生等占用主体

(1) 東名高速道路浜名湖サービスエリア棧橋（別図 1-2）

特定非営利活動法人浜名湖観光地域づくり協議会（準則第 22 第 4 項第 2 号）

(2) 館山寺内浦湾浜名漁港棧橋（別図 1-3）

浜名漁業協同組合（準則第 22 第 4 項第 2 号）

(3) 館山寺内浦湾浮見堂棧橋（別図 1-4）

特定非営利活動法人浜名湖観光地域づくり協議会（準則第 22 第 4 項第 2 号）

(4) 新居弁天海湖館棧橋（別図 1-5）

湖西市（準則第 22 第 4 項第 1 号）

(5) 館山寺内浦湾フラワーパーク港棧橋（別図 1-6）

浜名湖遊覧船株式会社（準則第 22 第 4 項第 2 号）

(6) 北区細江町気賀棧橋（仮称：気賀・みをつくし直虎棧橋）等（別図 1-7）

特定非営利活動法人浜名湖観光地域づくり協議会（準則第 22 第 4 項第 2 号）

奥浜名湖商工会（準則第 22 第 4 項第 2 号）